

自家発 Q & A 56

電気工事業法における自家発電設備の設置工事の規制

10月号では、電力会社との契約電力が500kW未満の事業場等に非常用自家発電設備（非常用予備発電装置）を設置しようとする場合、電気工事士法によりその設置に係る電気工事の作業に従事する者には特種電気工事資格者（非常用予備発電装置工事に係る者）の資格が必要なことを紹介しました。11月号では、この非常用自家発電設備の設置に係る電気工事業を営む者に対して義務づけられている電気工事業法（電気工事業の業務の適正化に関する法律）による規制概要について解説します。

Q 1

10月号では非常用自家発電設備を設置する場合、当該作業に従事する者に対し義務づけられる電気工事士法上の規制について説明がなされました。この電気工事士法と電気工事業法の関係について教えてください。

A 1

電気工事士法が、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定めているのに対し、電気工事業法は、電気工事業を営む者の登録等及び業務を定めた法律です。電気工事業法で規定する電気工事業は、電気工事士法第2条第3項に規定する電気工事（一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事）を行う事業をいうことから、両法は密接に関係する法律となります。

Q 2

このことから、電気工事士法において電気工事士の有資格者でなければ作業に従事することができないとされている一般用電気工作物又は自家用電気工作物の電気工事について、その事業を営もうとする場合は、電気工事業法の規制として、登録等の義務が生じるものと理解して良いのでしょうか。

A 2

それで宜しいです。この登録等には、電気工事業法第3条で定める「登録」と、同法第17条の2で定める「通知」があり、主な内容を表1に示します。

表1 電気工事業法の登録等

（登録）

- ① 電気工事業を営もうとする者（自家用電気工作物のみを対象にした電気工事業を営もうとする者を除く。）は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して事業を営もうとするときは経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置して事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- ② 登録の有効期間は5年で、有効期間満了後も引き続き電気工事業を営もうとする場合は、更新の登録を受けなければならない。

（通知）

- ① 自家用電気工作物のみを対象にした電気工事業を営もうとする者は、その事業を開始しようとする日の10日前までに、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して事業を営もうとするときは経済産業大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置して事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

表2 電気工事業の種類に応じた電気工事の範囲等

電気工事業の種類	電気工事の範囲	主任電気工事士	建設業許可
登録電気工事業者	一般用電気工作物の電気工事のみ 又は	必要	なし
みなし登録電気工事業者	一般用電気工作物及び自家用電気工作物の電気工事	必要	あり
通知電気工事業者	自家用電気工作物の電気工事のみ	不要	なし
みなし通知電気工事業者		不要	あり

Q3 電気工事業法では、このほかにどのような事項について規制を設けていますか。

A3 電気工事業法第19条では、登録電気工事業者に対して、一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに、一般用電気工作物の工事の作業を管理させるため、「主任電気工事士」(※1)を置くことを義務づけています。

※1. 第一種電気工事士又は電気工事に関し三年以上の実務経験を有する第二種電気工事士が該当する。

Q4 この登録又は通知や主任電気工事士の設置の義務づけにより、電気工事業者はどのような規制を受けることになりますか。

A4 電気工事業法では、これらの義務づけに建設業法による建設業の許可の取得の有無も加え、表2に示す種類に電気工事業を区分し、その種類に応じて従事できる電気工事の範囲等を定めています。

電気工事士法で定める自家用電気工作物に該当する非常用自家発電設備(※2)を設置する場合、当該電気工事業者は、表2に示す何れかの電気工事業としての登録又は通知を行わなければなりません。

※2. 電力会社との契約電力が500kW未満の事業場等に設置される非常用自家発電設備をいう。